

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2023年(令和5年)
7月1日

No.14

1. 『圏域の成年後見制度利用促進に向けて効果的な事業運営と審査検討機能の平等化に取り組む』 ～令和5年度から審査検討会に津別町が参加～

中核機関の運用が開始して1年が経過しましたが、令和5年4月からは、受任者職性等を検討する審査検討会において、新たに津別町が参加しました。北見地域における成年後見制度利用促進に向けた効果的な事業運営と審査検討機能の平等化に取り組めます。

中核機関の役割と審査検討会における津別町の参加について〔経過〕

中核機関は、成年後見制度利用促進基本計画、及び北見地域定住自立圏形成協定に基づき、成年後見制度を利用する人が適切な時期に、また安心して制度利用できるように、地域連携ネットワークの核となる機関として、訓子府町、置戸町を含む地域包括支援センターや自立支援センター等の一時相談窓口や医療機関などの関係機関との連携・協同、コーディネート（関係調整）し、北見地域の権利擁護を推進する役割を担うこととして運用がスタートしました。

審査検討機能における津別町の参加については、令和5年3月1日に行った釧路家庭裁判所北見支部との事務局会議において、審査検討会について津別町の案件を対象とすることのほか、津別町の案件に関してもマッチング適否を検討し、適

▶ 掲載内容

- 1 審査検討会における津別町の参加について
- 2 釧路家庭裁判所北見支部長より着任のご挨拶
- 3 令和5年度第8期北見市市民後見人養成研修
- 4 令和4年度相談実績（抜粋）

★トピックス★ 後見制度Q&A

当と判断された場合は、決定審判前に本人と受任候補者とのマッチングを実施することとし、運用の流れ等について釧路家庭裁判所北見支部、津別町との確認、協議を行いました。協議の結果、令和5年4月からの審査検討会において、津別町選出委員が新たに審査検討会委員として参加いただくこと、津別町の成年後見制度申立て案件についての審議を行うこととなりました。



【委嘱状交付式の様子】

2. 着任のご挨拶 — 釧路家庭裁判所北見支部 支部長 近藤 幸康 様 —

成年後見制度利用促進、中核機関の運営には家庭裁判所との連携が重要となります。このたび釧路家庭裁判所北見支部に着任された近藤支部長よりご挨拶を頂戴しましたのでご紹介いたします。

令和5年4月1日付けで秋田家庭裁判所能代支部から釧路家庭裁判所北見支部長に着任しました裁判官の近藤幸康と申します。出身は札幌市で、北海道内の勤務は4回目、釧路家庭裁判所管内での勤務は帯広支部に続き2回目になります。

まずは、北見地域成年後見中核センター及びその関係者の皆さまにおかれましては、日ごろから、当支部での成年後見事件における適正な手続進行に多大なご協力をいただきまして、この場を借りてお礼申し上げます。

また、北見地域成年後見中核センターにおかれては、ほかの自治体に先行して、市民後見人の養成、マッチングの推進など、成年後見制度の利用促進に向けて意欲的、積極的に取り組まれていると伺っており、非常に頼もしく感じているところです。

成年後見制度にあっては、令和4年3月から第2期成年後見制度利用促進計画に基づく施策として、家庭裁判所も交えた地域連携ネットワークづくりの推進が求められているところです。前任庁でも地域の実情に応じたネットワークづくりに関わり、行政・福祉と司法の相互理解の重要性を実感した経験があります。「裁判所」ということで敷居が高いと感じる方もいらっしゃるかも知れませんが、個々の成年後見事件のことに限らず、成年後見制度の利用促進に当たって、裁判所が役に立ちそうなことがありましたら、お気軽にお声がけいただければ幸いです。

それでは、今後ともよろしく願いいたします。

3. 『第8期北見市市民後見人養成研修を開催します！』

北見地域成年後見中核センターでは、第8期となる「市民後見人養成研修」を、令和5年8月20日（日）から10月22日（日）の間の全6日間、北見自治区にて開催します。

成年後見制度の仕組みや市民後見人の役割などについて、基礎から学んでいただくほか、対人援助の技術や実際の後見活動について理解を深める講義を予定しています。地域に身近な市民の立場で、支えを必要とする方の権利擁護を担う「市民後見人」について、一緒に学んでみませんか？

～第8期 北見市市民後見人養成研修～

〈日程〉 令和5年8月20日(日)・9月3日(日)・9月17日(日)・10月1日(日)・10月15日(日)・10月22日(日)の6日間

〈場所〉 8月20日～10月1日:北見市総合福祉会館(北見市寿町3丁目4番1号)
10月15日～10月22日:北見市西地区公民館(北見市西富町1丁目2番22号)

〈定員〉 20名程度

〈受講料〉 無料

※専門職の方のお申し込みは、市民後見人としての活動を希望される方

申込・お問い合わせは当センターまでご連絡ください。【申込期間:令和5年7月3日(月)～8月4日(金)】



市民後見人とは、成年後見制度に関する一定の知識や経験を持つ一般市民のこと。北見市では、市民後見人養成研修修了者のうち希望する方について、北見市社会福祉協議会が行う法人後見事業の「法人後見支援員」として、被後見人の居所を訪問するなど職員と一緒に支援にあたられています。

また、法人後見支援員として活動の経験を積んだ方の中には、個人として後見人等を受任されている方もおられます。

地域に身近な市民目線で職務を行うことにより、丁寧できめ細かな支援を行えることが市民後見人の強みです。



▲市民後見人養成研修の様子

4. 令和4年度相談実績（抜粋）

相談対応等内訳

▶首長申立案件数…………… 44件
(R3…41件)

▶地域別内訳
・北見市…………… 41件
・置戸町…………… 1件
・訓子府町…………… 2件

▶新規相談件数…………… 136件
(R3…129件)

▶相談内訳（重複あり・抜粋）
・申立手続き（首長・親族申立含む）
……………新規86件 のべ1433件
(R3…新規・のべ合計1341件)
・任意後見制度に関すること
……………新規25件 のべ15件
(R3…新規・のべ合計30件)

運営委員会等の開催

▶運営委員会…………… 7回

▶審査検討会…………… 12回
審議件数…………… 53件
うち北見市長申立て…………… 45件
置戸町長申立て…………… 1件
訓子府町長申立て…………… 3件
本人代理人申立て…………… 1件
親族申立て…………… 2件
補助人申立て…………… 1件

首長申立から決定審判までの期間

▶～1ヶ月…………… 17件
(R3…17件)
▶～2か月…………… 24件
(R3…21件)
▶～3か月…………… 3件
(R3…3件)

※1件は申立後取り下げ



▲年に2～3回実施しているフォローアップ研修

★トピックス★ 後見制度Q&A



Q1:被補助人や被保佐人の判断能力が低下し、自分で判断出来ないことが増えてきた時には、どのような方法がありますか？

A1:すでに認められている同意権や代理権、取消権の範囲では本人の生活を支えることに支障が生じる場合、本人の状態に合わせて類型を変更(保佐→後見や補助→保佐など)することや、類型は変更せずに同意権や代理権の内容を追加で認めてもらうことを求める申立てを家庭裁判所にすることができます。

Q2:後見人等はどのくらいの頻度で本人を訪問するのですか？

A2:家庭裁判所から定められている頻度はありませんが、最低月1回など訪問の頻度に決まりを設けている専門職等受任団体もあります。成年後見人の職務である「身上保護」を遂行するためには本人への訪問などにより生活状況等を把握する必要もあるため、本人と相談したり、本人の状況に応じて訪問の頻度が検討されているものと考えます。